

京都市地域リハビリテーション推進センター，京都市こころの健康増進センター及び京都市児童福祉センター
一体化整備基本計画案に係る市民意見募集の結果について

1 募集期間及び応募方法

募集期間：平成30年1月31日（水）～平成30年3月2日（金）

応募方法：郵送，FAX，電子メール，市民意見募集ホームページ内の専用フォーム

2 募集結果の概要

(1) 意見通数 23通

（郵送：1通，FAX：2通，電子メール：4通，専用フォーム：16通）

(2) 意見件数 64件

I 全市的な相談支援体制の充実について	8件
II 新施設の施設運営、取り組みについて	18件
III 職員、人材育成について	14件
IV 建物について	9件
V 事業の進め方について	5件
VI 事業自体の内容について	9件
VII 基本計画案の内容について	1件

3 市民の皆様からの御意見の要旨と御意見に対する本市の考え方

別紙 のとおり

※基本計画該当箇所には，御意見に対する本市の考え方に該当する基本計画の項目番号等を表示しています。

例えば，「第3-I」は，基本計画の「第3 整備に当たっての基本的な考え方」の「I 全市的な相談支援体制の充実」になります。

I 全市的な相談支援体制の充実に関する御意見 8件

市民の皆様からの御意見の要旨		件数	御意見に対する本市の考え方	基本計画 該当箇所
1	組織間での風通しの良い連携や各区役所，専門機関，医療機関，民間の支援団体などとの調整を積極的に図っていただきたい。	1	基本計画において，連携する部署を各階において近接配置とするとともに，職員同士が気軽に相談や打合せができるスペースを整える等，部署を超えて協議しやすい環境を整備することとしております。また，新施設に創設する「地域連携推進室（仮称）」が，関係機関との密接な連携，調整機能を発揮してまいります。	第3－Ⅲ
2	障害者をうまく支援してくれる施設としてほしい。	1	基本計画において，新施設は，市民に身近な相談機関である区役所等への専門的観点からのバックアップ，地域の障害福祉サービス事業所等への支援力向上のサポートを行うとともに，障害保健福祉や児童福祉に関わる関係機関等との連携の役割を担うことで，全市的な相談支援体制の充実を図る専門的中核機関としての機能を発揮していくこととしております。	第3－Ⅰ
3	障害者だけでなく，一人一人にあった対策をしてほしい。	1	基本計画において，新しい施設は，障害保健福祉，児童福祉に関する課題に総合的に対応し，障害のある方も，困難を抱える児童や家庭も，地域において誰もが生活しやすい社会を目指すための中核機関としての役割を担うとともに，施設を利用される方が，ぬくもりを感じ，快適で心安らぐ施設とすることを基本理念として掲げており，基本理念の実現に向けて，整備を行ってまいります。	第1
4	発達検査は，住んでいる身近な地域，相談の入り口である区役所・支所で行う方が子どもや保護者にとって利用しやすいのではないかと。	2	基本計画において，発達検査や発達障害診断等の発達支援のあり方については，一体化に関わらず検討を進めており，地域の身近な場所で子どもの発達の遅れや特性を早期に発見し，適切な支援につないでいけるよう，取組を進めてまいります。	第3－Ⅰ
5	医療的ケアの必要な障害のある人の項目が全くないが，障害のあるすべての人に対応可能であると理解して良いのか。	1	基本計画において，新施設は専門的中核機関として，市民に身近な相談機関である区役所等への専門的観点からのバックアップ，地域の障害福祉サービス事業所等の支援力向上のサポートを行うとともに，障害保健福祉や児童福祉に関わる関係機関等との連携の役割を担うことにより，全市的な相談支援体制の充実を図ることとしており，こうした仕組みの構築を通じて，様々な障害のある方の福祉の向上に向けて取り組んでまいります。	第3－Ⅰ
6	相談の対応が，待たされることなく，迅速丁寧にされることを願っている。	1	基本計画において，専門相談案内（3施設のインテーク）は，相談者が各部署の相談窓口へ向かわれる際には，あらかじめ，各部署に情報を伝え，相談者が戸惑われることがないように連絡体制を構築することとしており，迅速丁寧な対応となるようにしてまいります。	第3－Ⅴ
7	区役所の機能強化の必要性和3施設の一体化には直接の関係がないのではないかと。建物を一つにしなくても専門的中核機関の機能は果たせるのではないかと。	1	一体化整備の目的は，現状や課題を踏まえ，各施設の一層の機能充実を図ることに加え，3施設の連携強化による相乗効果の発揮，あるいは，全市的な相談支援体制の充実等にあります。一体化後，区役所等と新施設の連携の強化により，市民，利用者，家族等のニーズや課題に早期に気付き，必要な支援策につなぎ，地域や関係機関と共に支える切れ目のない支援を行ってまいります。	第2 第3－Ⅰ

Ⅱ 新施設の施設運営、取組に関する御意見 18件

市民の皆様からの御意見の要旨		件数	御意見に対する本市の考え方	基本計画 該当箇所
1	年末年始・夜間の一般相談も受け付けるべきだと思う。	1	施設運営における御要望ととらえ、今後の運営の参考とさせていただきます。	—
2	聴覚障害者のコミュニケーション（手話、要約筆記）に対する配慮を行ってほしい。	1	基本計画において、手話、要約筆記に対する配慮はもちろんのこと、視覚障害者に対応した施設内表示を行うとともに、電話、FAX、メール等、様々なアクセシビリティを確保するとしております。	第3-VII
3	交流ゾーンの充実、アトリエの設置、イベントや市民が気軽に参加できるセミナーの開催、機関誌の発行を希望する。	4	基本計画において、障害者アートギャラリーや会議スペースなどの交流ゾーンを設け、当事者を含む関係するすべての人が気兼ねなく訪れることができる施設としております。また交流ゾーンでは、新施設において実施する施策の内容だけでなく、障害、児童に係る様々な情報発信のスペースを設けることや「新施設からの便り（仮称）」の作成・配布など障害者、児童の情報の発信拠点していくこととしております。	第3-V
4	問題が生じた場合の改善やフィードバックなどの態勢は整っているか不明である。	1	今後の施設運営における留意点として今後の参考とさせていただきます。	—
5	高齢者のことが一切触れられてないが、三施設を一体化した新たな施設は、高齢者の問題には取り組まないのか。	1	基本計画において、新施設は専門的中核機関として、市民に身近な相談機関である区役所等への専門的観点からのバックアップ、地域の障害福祉サービス事業所等の支援力向上のサポートを行うとともに、障害保健福祉や児童福祉に関わる関係機関等との連携の役割を担うことにより、全市的な相談支援体制の充実を図ることとしており、こうした仕組みの構築を通じて、様々な障害のある方の福祉の向上に向け取り組んでまいります。	第3-I
6	障害者就労移行・継続支援に関する相談・支援機能を整備してほしい。	1	基本計画において、現在、こころの健康増進センターの機能の一つである京都市朱雀工房（主に精神障害者を対象とする就労移行・就労継続支援事業所）については、「新たなニーズあるいは民間で十分対応できないニーズに対応したり、民間の取組を先導するものとして、当面の間、「公」として推進していく必要があるもの。加えて、一体として整備することで、より高い効果が発揮できると認められるもの。」として、新施設においても入居する必要性があるとしております。 新施設設置後も、施設が備えるべき機能については、社会のニーズや、行政の制度・施策、民間の取組状況を踏まえ、専門、中核的機能が果たせるよう、継続的に点検、検証を行ってまいります。	第4
7	車いす、補装具に関する情報を丁寧にわかりやすく発信してほしい。	1	障害保健福祉施策については、「障害保健福祉のしおり」等のパンフレットによる制度周知や市民の皆様との相談機関である各区役所・支所保健福祉センターを通じて、各種制度の説明等を行い、情報提供を図っております。 大きな制度改正に当たっては、ホームページやパンフレット等を適宜改定し、各区役所・支所等窓口での適切な御案内ができるようにするとともに、専門的な内容については補装具業者に随時情報提供を行い、今後も市民の皆様へ適切に情報提供が行えるよう取り組んでまいります。	第3-V

市民の皆様からの御意見の要旨		件数	御意見に対する本市の考え方	基本計画 該当箇所
8	補装具、補助器具等研究開発及び展示センターのようなものも設置していただきたい。	1	旧身体障害者リハビリテーションセンターに設置していた補装具製作施設については、民間の補装具製作事業者の増加を受け、平成26年度末に廃止し、現在は製作事業者への技術的支援・助言を行っております。このため、研究開発センター等及び展示センターについての設置は現時点では考えておりません。 なお、「ひと・まち交流館 京都」内に、自助具や福祉用具の展示コーナーが設置されています。	第3-I
9	以前のようにリハビリテーション推進センターとしてリハビリを提供してほしい。	1	旧附属病院については、旧身体障害者リハビリテーションセンター設置（昭和53年6月）から30数年が経過する中、民間のリハビリ医療がめざましく充実してきており、公民の役割分担の考えから、民間においても十分対応可能となってきたリハビリ医療については民間に委ねることとし、これを「京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針（平成25年10月）」に定めたいと、議会の議決を経て、平成27年3月に廃止したものであり、医療としてのリハビリ機能を復活させる考えはありません。 なお、地域リハビリテーション推進センター内に設置している障害者支援施設においては、高次脳機能障害のある方を対象に障害者総合支援法に基づく自立訓練（機能訓練・生活訓練）を実施しております。	3施設一体化整備に係る概要及びこれまでの経過 第3-I
10	障害でひとくりにせず、“子ども”という視点を重視してほしい。	2	児童福祉センターが「子ども」という切り口で相談支援機能を担うことは、3施設一体後も変わりません。 基本計画において、児童部門の施設区域の確実な区分として、児童相談所の一時保護所や面接室など、必要な場合に、他の区域と区別された環境で児童処遇を行える専門区域を設けるとしてあります。また、児童福祉センターは別エントランスの設置を検討することを基本計画に掲げてあります。	第3-V 第3-VI 第3-VII
11	専用循環バス（ノンステップバス）を運行してほしい。	3	基本計画において、鉄道駅からのアクセスの利便を考慮し、京都市立病院と連携した送迎バスの運行を行うこととしてあります。	第3-V
12	京都市こころの健康増進センターについて、相談機能の充実と就労や社会参加をサポートする施設としての発展を希望する。	1	こころの健康増進センターでは、依存症等専門相談、統合失調症及びうつ病の方の就労のためのデイ・ケア事業のほか、様々な精神保健福祉センター事業を実施しています。今後も市民ニーズや国の動向等を踏まえ、法に定める精神保健福祉に関する技術的中核機関として、施策の充実に努めてまいります。	第3-I

Ⅲ 職員、人材育成に関する御意見 14件

市民の皆様からの御意見の要旨		件数	御意見に対する本市の考え方	基本計画 該当箇所
1	職員の資質向上に向けた研修などを充実させ、職員自ら向上していく環境を整えてほしい。	2	基本計画において、区役所等への適切なバックアップや地域の支援力向上のためのサポートを充実させるため、職員研修等に備え、新施設には研修ゾーンを配置するとしております。	第3-II
2	職員が減ることのないようにしてほしい。	3	御意見として承り、今後の施設運営の参考とさせていただきます。	—
3	経験ある人を必ずその部門に配置するようにしてほしい。	1	御意見として承り、今後の施設運営の参考とさせていただきます。	—
4	区役所の障害部門のマンパワーが不足している。スムーズに移行されるよう課内での対応と知識向上をお願いしたい。	2	基本計画において、障害特性に応じた専門的な支援が、市民に身近な区役所等で提供されるよう、仕組みづくり、専門的支援、人材育成等を図るために、新施設が区役所等への専門的観点からのバックアップを行うこととしております。また事務室の統合・一体的な利用による3施設の密接な連携や部署間、職員間での情報共有が行われやすくする工夫をすすめるとともに、職員研修等に備え、研修ゾーンを配置することを基本計画に掲げております。	第3-I 第3-II 第3-III
5	やる気があり、利用者に寄り添える、やさしい職員をお願いしたい。	5	御意見として承り、今後の施設運営の参考とさせていただきます。	—
6	地域包括ケアシステムの中で、特にリハ職の方の活躍を期待している。	1	平成25年10月に策定した「京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針」において、高齢者も包括した地域リハビリテーションの推進に取り組むことを掲げております。 平成29年度には試行的に地域リハビリテーション推進センターのリハビリテーション専門職員が高齢分野の取組に参画しました。高齢者も含めた地域リハビリテーションをより一層する観点から、今後の取組内容について、現在検討しているところです。	3施設一体化整備に係る概要及びこれまでの経過 第3-I

IV 建物に関する御意見 9件

市民の皆様からの御意見の要旨		件数	御意見に対する本市の考え方	基本計画 該当箇所
1	オープンな雰囲気、どんな障害のある人でも利用しやすく、各施設や部署が有機的に交流し、心地よく過ごすことができる施設にしてほしい。	3	基本計画の基本理念において、施設を利用される方が、ぬくもりを感じ、快適で、心安らぐ施設とすることとしております。また、部署間、職員間での情報共有が行われやすくする工夫として、事務室や廊下等の開放スペース、各階をつなぐスペースなどに、打ち合わせができるテーブル等を配置し、施設や部署を超えて、職員同士が、いつでも気軽に相談し、協議しやすい環境を整えることを基本計画に掲げております。	第1 第3-III
2	環境にやさしく、周辺環境に配慮した建物としてほしい。	1	基本計画において、本市における環境配慮のための指針を踏まえた環境にやさしく、周辺地域に配慮した建物を整備していくこととしております。	第3-VIII
3	避難場所、福祉避難所としての機能も持たせるべきである。	2	基本計画において、安心・安全に利用できる施設とするため、災害時の耐久性や、利用者への安全対策、機能の確保を図るため必要な基本的性能を備えていくこととしております。また、新施設が災害時に果たすべき災害拠点としての役割については、本市全体における災害拠点のあり方、考え方の中で検討していくことと基本計画に掲げており、御意見につきましては、今後の検討のための参考とさせていただきます。	第6-II 第3-VII
4	施設の維持管理についての観点欠落している。	1	基本計画において、将来の入居機能の変化に柔軟に対応でき、永く使用できる施設として、社会ニーズや行政の制度・施策、民間の取組状況を踏まえ、専門、中核的機能を果たしていくため、将来的に想定される入居機能の変化や、増大する行政需要に対応できるよう、区画や部屋割りの再設定が行え、柔軟に対応できる施設とするよう検討を行うこととしております。また長寿命・防汚性に優れた仕上材、ワックス掛けが不要で耐摩耗性に優れた床材など、日常のメンテナンスが容易な材料を採用することや設備機器の更新に配慮した計画とすることで、日常のメンテナンスを容易なものとし、永く使える施設とするよう検討を行うこととしています。	第6-II
5	建物だけでなく、周辺環境や道路もバリアフリー化を進めてほしい。	1	基本計画に記載のとおり、新施設の建設予定地は「京都市高度医療・保健衛生福祉地区地区計画」区域内であり、当該区域においては市街地環境の向上のため、区域の外周道路に既設歩道と一体となった歩行者用通路の整備を図るとの整備方針となっていることを踏まえ、周辺環境や道路のバリアフリー化にも配慮した整備を検討してまいります。	第5-I
6	建物の面積について、現在保持している機能がぎりぎり入居できる程度のスペースでは、将来、各施設の機能充実を図ろうとする時の足かせになるのではないかと。	1	基本計画において、会議室や相談室等の共用諸室は、利用頻度を踏まえた共有化により、適切な数にしていくことに加えて、共用諸室の更なる一体化等により面積効率化の工夫を図ることとしています。また将来の入居機能の変化に柔軟に対応でき、永く使用できる施設として、社会ニーズや行政の制度・施策、民間の取組状況を踏まえ、専門、中核的機能を果たしていくため、将来的に想定される入居機能の変化や、増大する行政需要に対応できるよう、区画や部屋割りの再設定が行え、柔軟に対応できる施設とするよう検討を行うこととしております。	第5-I 第5-II 第6-II

V 事業の進め方に関する御意見 5件

市民の皆様からの御意見の要旨		件数	御意見に対する本市の考え方	基本計画 該当箇所
1	設計の段階から、障害を持った方の意見を取り入れるようお願いいたします。	1	設計においては、出来る限り当事者の方からの御意見を取り入れていきたいと考えており、御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	—
2	施設ができるまでのより具体的なスケジュールを教えてほしい。	2	基本計画においては、整備スケジュールを平成30年度と平成31年度以降に分けて包括的に記載しておりますが、平成30年度以降に実施する埋蔵文化財調査等の各種調査結果を踏まえて、スケジュールの目途が判明次第、速やかに公開してまいります。御理解の方よろしく申し上げます。	第6-I
3	一体化後は現在の3施設の建物、敷地はどう活用するのか？ 保育所やリハビリ施設など有効利用を図ってほしい。	2	跡地活用については、現時点では未定であり、今後、「京都市資産有効活用基本方針」に基づき、最も効果的な活用方法を全市的に検討してまいります。	—

VI 事業自体の内容に関する御意見 9件

市民の皆様からの御意見の要旨		件数	御意見に対する本市の考え方	基本計画 該当箇所
1	3施設一体化に反対である。 一体化しても良いのかゼロベースで検討してもらいたい。	5	<p>基本計画に記載しているとおり、3施設は、専門職等による高度な専門的支援機関として、障害程度の認定や診査、判定、被虐待児の保護などの業務を行っており、障害をめぐっては、身体、知的、精神の種別を超えた多様なニーズや複合的な課題への対応、子どもから大人に至るまでのライフステージの変化に応じた切れ目ない支援が求められています。また、子どもへの支援では、児童虐待や発達障害等に係る相談の増加など、3施設が求められている役割が一層大きくなっています。また、いずれも建物の老朽化が進み、耐震性能が不足しているなどの課題を抱えています。</p> <p>一体化整備の目的は、現状や課題を踏まえ、各施設の一層の機能充実を図ることに加え、3施設の連携強化による相乗効果の発揮、あるいは、全市的な相談支援体制の充実等にあります。また、再整備を計画している場所は、京都市立病院やがくさい病院等が近接していることを踏まえ、医療との連携も図り、一層の市民サービスの充実を図ってまいりますので、御理解をお願い致します。</p>	第2 第3-I 第3-III
2	障害でひとくくりにするのではなく“子ども”の施設として児童福祉センターを存続してほしい。	1	<p>児童福祉センターが「子ども」という切り口で相談支援機能を担うことは、3施設一体化後も変わりません。</p> <p>基本計画において、児童福祉センターは別エントランスの設置を検討するとともに、児童相談所の一時保護所や面接室など、必要な場合に、他の区域と区別された環境で児童処遇を行える専門区域を設けるとしております。</p>	第3-V 第3-VI 第3-VII
3	旧身体障害者リハビリテーションセンター附属病院を復活してほしい。	3	<p>旧附属病院については、旧身体障害者リハビリテーションセンター設置（昭和53年6月）から30数年が経過する中、民間のリハビリ医療がめざましく充実してきており、公民の役割分担の考えから、民間においても十分対応可能となってきたリハビリ医療については民間に委ねることとし、これを「京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針（平成25年10月）」に定めたうえ、議会の議決を経て、平成27年3月に廃止したものであり、病院機能を復活させる考えはありません。</p>	3施設一体化整備に係る概要及びこれまでの経過

VII 基本計画案の内容に関する御意見 1件

市民の皆様からの御意見の要旨		件数	御意見に対する本市の考え方	基本計画 該当箇所
1	一体化整備基本計画案の「3施設一体化整備に係る概要及びこれまでの経過」の記述が不十分である。	1	これまでの障害保健福祉及び児童福祉施策等の経緯についてはその都度公開されておりますが、今般の基本計画に掲載している経緯については、3施設一体化整備に係る経緯として記載しており、御理解賜りますようお願い致します。	3施設一体化整備に係る概要及びこれまでの経過